

## ○追手門学院小学校 P T A 内規

### 第 1 章 予算の編成および執行

**第 1 条** 実行委員会は予算編成にあたって会員の意志が反映するようつとめなければならない。

**第 2 条** 予算の編成にあたり各委員長は委員会を招集し、委員会の行事案並びに予算の原案を作成しておかなくてはならない。

**第 3 条** 各委員会は代表者会議（実行委員、各委員長、学年代表）に各委員会の予算の原案を提出し、実行委員会が主体性をもって予算の編成をしなくてはならない。

**第 4 条** 予算の執行については会長の了承を得なければならない。

### 第 2 章 指名委員会の構成及び役員、学級委員長、事業委員長、会計監査委の選出方法

**第 1 条** 指名委員会の構成は次のとおりとする。

- (1) 各学年の代表 9 名（各学年の代表 1 名、ただし、5 年生は 4 名）
- (2) 教職員より 2 名
- (3) 実行委員会より 3 名

**第 2 条** 学校長は指名委員会に列席し、諮問に応じることができる。

**第 3 条** 指名委員の選出は次のとおりとする。

- (1) 各学年代表を指名委員とする。ただし、5 年生は各学級代表が委員となる。
- (2) 教職員は互選により 2 名の委員を選出する。
- (3) 実行委員会は互選により 3 名の委員を選出する。

**第 4 条** 指名委員長は指名委員の互選により選出する。

**第 5 条** 指名委員会は各々の役員（会長を除く）、学級委員長、事業委員長及び会計監査の候補者を指名し推薦する。

**第 6 条** 指名委員会は役員（会長を除く）、学級委員長、事業委員長及び会計監査の候補者選考に当って、全会員より候補者推薦投票を併用することができる。

**第 7 条** 指名委員会は役員（会長を除く）、学級委員長、事業委員長及び会計監査の候補者を決定したときは、速やかにその氏名を全会員に通知するものとする。

### 第 3 章 各委員会の構成および委員の選出

**第 1 条** 本会に次の委員会を設ける。

- (1) 学級委員会

学級委員は学級の教育に協力し、父母ならびに担任教員との連絡及び学級固有の活動を行う。

(2) 娯楽委員会

懇親会・観賞会等によって、会員相互の親睦を図る活動を行う。

(3) 教養委員会

研究会、講習会、出版等、会員相互の文化教養活動に関する活動を行う。

(4) 保健安全施設委員会

児童の保健安全、衛生管理に関する活動および教育環境の整備、充実に関する活動を行う。

(5) 給食厚生委員会

各種事業の開催によって会の収入を図ると共に会員の厚生に関する活動を行い、また、児童給食の設備充実・栄養衛生を合理的に運営するのに協力する。

(6) 校外補導委員会

児童の通学地区における生活の善導に協力する。

(7) 服装委員会

児童の服装・所持品等に関し学校に協力する。

**第2条** 学級委員は学級毎に委員4名を、事業委員は学級毎に委員1名を選出し、会長はこれを委嘱する。

**第3条** 学級委員長は、指名委員会が候補者を指名し総会で推薦する。各学年および各学級所属の委員は各々1名の代表者を選出することができる。

**第4条** 事業委員はその互選により各委員長を定める。また、各委員会は委員会毎に必要なに応じ、小委員会を構成することができる。

**第5条** 事業委員長は指名委員会が候補者を指名し実行委員会で推薦する。

**第6条** 投票は児童在籍の学級内で7名連記で行う。開票は担任と前年度学級委員立ち合いの上行い、票数の多い順に選ぶ。なお、白紙多数の場合は会長に一任されたものとする。

**第7条** 学級委員、事業委員の兼任は認めない。

**第8条** 学級委員は同一児童において、前年度と重任することができない。ただし、6年生はこの限りではない。事業委員は前年度と重任することを妨げない。

**第9条** 学級委員候補は上級学年優先を原則とする。事業委員の重複調整は上級学年からとする。

**第10条** 書記補は教職員から1名会長が委嘱する。書記補は書記の補助をする。

**第11条** 各委員の任期は毎年4月1日より1カ年とする。

**第12条** 各委員会は必要に応じ開催する。

**第13条** 内規以外に重要案件の生じた場合は実行委員会が適宜の処置をとる。

#### **第4章 PTA 設備援助協力金**

**第1条** PTA 設備援助協力金（以下「協力金」という。）の額及び徴収は、次のとおりとする。

- (1) 協力金は、児童1人あたり月額4,000円とする。
- (2) 協力金の徴収は、学院に委託して行う。
- (3) 退会者の既納の協力金は、原則として返還しないものとする。

#### **第5章 卒業準備委員会**

**第1条** 本会に卒業準備委員会を設ける。

**第2条** 卒業準備委員会は本会の役員、学級委員長、事業委員長、6年生学級委員ならびに学校長、教頭によって構成される。

**第3条** 委員の任期は毎年4月1日から1カ年とする。

**第4条** 卒業準備委員会の長は本会会長が兼ねる。

**第5条** 卒業準備委員会は卒業謝恩会の企画・運営、卒業記念品の選定等、卒業に係る一連の活動を行う。

#### **第6章 改正**

**第1条** この内規の改正は、追手門学院小学校PTA規約に準ずる。

##### **附 則**

- 1 本内規は平成19年4月1日より実施する。
- 2 本内規は平成21年4月1日から施行する。
- 3 本内規は平成22年4月1日から施行する。
- 4 本内規は平成23年4月1日から施行する。

##### **附 則**

この内規は、平成26年7月5日から施行する。

##### **附 則**

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

## ○追手門学院小学校P T A慶弔規定（内規）

この規程はP T A会員の親睦和合ならびに相互扶助の精神に基づいてP T A本来の目的に寄与せんとするものである。

**第1条** 会員に慶祝事項のあった場合には次の通り定める。

- (1) 会員および児童に特別な慶祝事項があり実行委員会において適当と承認された場合には、金10,000円以上またはこれに相当する物品を贈ることができる。
- (2) 教職員が結婚された場合には金10,000円を贈る。

**第2条** 会員およびその家族に不幸のあった場合には次の通り定める。

- (1) 会員が死去された場合には柩一對あるいはそれに相当するものおよび金10,000円を供え、役員および学級の委員が会葬する。
- (2) 会員の子女で本校に在学する児童が死去した場合には柩一對あるいはそれに相当するものおよび金10,000円を供え、役員および学級の委員が会葬する。
- (3) 会員の同居家族（父母子女）が死亡された場合には、柩一對および金5,000円を供え学級委員がP T Aを代表して会葬する。
- (4) 本校の児童が不慮の災害のための疾病もしくは負傷の場合、実行委員会においてその必要ありと認められた時には見舞品（5,000円以上）を贈ることができる。
- (5) 教職員が死去された場合には柩一對あるいはそれに相当するものおよび金10,000円（専任又は専任に準ずる教職員以外は5,000円）を供え、役員および委員ならびに会員が会葬する。
- (6) 教職員の父母子女が死亡された場合には柩一對及び金5,000円（専任又は専任に準ずる教職員以外は3,000円）を供え、役員および学級の委員が会葬する。
- (7) 教職員が疾病負傷のため1ヶ月以上欠勤した場合、金10,000円相当の見舞品を贈ることができる。
- (8) 会員中において不慮の災害にあった場合には実行委員会にはかり、見舞金又は見舞品を実行委員会の決定に基づいて贈ることができる。

**第3条** その他適当と認めた場合には実行委員会の決定に基づいて適宜の処置をとる。

**第4条** この内規の改正は、追手門学院小学校P T A規約に準ずる。

### 附 則

- 1 本内規は平成19年4月1日より施行する。

2 本規定を実施するのに要する経費はP T A慶弔費をもって支弁する。

**附 則**

この規定（内規）は、平成26年7月5日から施行する。